

居宅介護支援事業所グレート運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社あいむケアサービスが開設する居宅介護支援事業所グレート（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅介護事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、地域の保健・医療福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 居宅介護支援事業所グレート
- 二 所在地 東京都日野市神明3-7-19セントラルコーポE館1F南

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（介護支援専門員兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- 二 介護支援専門員 1名以上（うち常勤1名以上）介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。
- 三 事務職員 1名（非常勤職員）事務職員は、介護支援専門員の補助的業務及び必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日まで
ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 9時30分から17時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

- 一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。
利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関

するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票は弊社アセスメントシートやMDS-HC2.0方式等を用いる。

- 二 利用者やその家族に対して、利用するサービス事業者を複数選択する事が可能な事を説明し、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求める事が可能である。
 - 三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。
 - 四 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
 - 五 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
 - 六 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合における、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護事業者が特定相談支援事業者との連携に努める。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越え1km毎に50円
 - 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）
- 第7条 通常の事業の実施地域は、日野市・立川市・八王子市・多摩市・昭島市の区域とする。

（相談・苦情・ハラスメント対応）

第8条 当事業所は、利用者又はその家族等からの相談、苦情・ハラスメント等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者又はその家族等からの相談、苦情・ハラスメント等に対し、迅速に対応する。

（事故処理）

第9条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

 - 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（その他運営についての留意事項）

第10条 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6カ月以内
 - 二 継続研修 年2回
 - 三 虐待防止に関する研修 年1回
 - 四 権利擁護に関する研修 年1回
 - 五 認知症ケアに関する研修 年1回
 - 六 介護予防に関する研修 年1回
 - 七 感染症に関する研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅 介護支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社あいむケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業継続計画）

第 11 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

※(令和 6 年 3 月 31 日まで努力義務)

（衛生管理）

第 12 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

※(令和 6 年 3 月 31 日まで努力義務)

附 則

この規程は、

- 平成20年10月1日から施行する。（管理者変更）
- 平成20年10月8日から施行する。（管理者変更）
- 平成20年11月1日から施行する。（人員変更）
- 平成21年10月19日から施行する。（管理者・人員変更）
- 平成22年4月1日から施行する。（人員変更）
- 平成22年10月1日から施行する。（人員変更）
- 平成24年4月2日から施行する。（人員変更）
- 平成24年6月4日から施行する。（人員変更）
- 平成24年9月10日から施行する。（人員変更）
- 平成24年9月22日から施行する。（人員変更）
- 平成24年10月9日から施行する。（人員変更）
- 平成24年12月1日から施行する。（人員変更）
- 平成25年3月15日から施行する。（人員変更）
- 平成26年6月2日から施行する。（人員変更）
- 平成26年12月1日から施行する。（人員変更）

平成27年 8月 1日から施行する。(料金表変更)

平成28年 5月 1日から施行する。(人員・休日変更)

平成30年 4月 1日から施行する。(六条二、六追記・料金変更)

令和 1年10月 1日から施行する。(料金変更)

令和 5年 5月 1日から施行する。(第7条ハラスメント・第10条研修
第11条第12条追加)